

# 第1回横浜市障害者差別解消支援地域協議会

日時：令和元年8月5日（月）午後2時～午後4時（予定）

会場：開港記念会館第9会議室

## 次 第

### 1 開会

配付資料の確認等

### 2 議題

(1) 障害者差別に関する相談対応事例 資料 1

(2) 障害者差別に関する相談対応の課題検討会議

(横浜市障害者差別解消支援地域協議会部会) の開催報告 資料 2

(3) 障害者差別解消に関する各分野の取組状況について

### 3 情報提供

障害者差別解消に関する市の取組状況 資料 3

### 4 連絡事項等

ごご  
午後 2:00

かいかい  
1 開会

はいふしりょう かくにんとう  
配付資料の確認等

ごご  
午後 2:05

ぎだい  
2 議題

しょうがいしゃさべつ かん そうだんたいおうじれい  
(1) 障害者差別に関する相談対応事例

しりょう  
資料 1

により、相談対応事例について報告します。

ごご  
午後 2:15

しょうがいしゃさべつ かん そうだんたいおう かだいけんとうかいぎ かいさいほうこく  
(2) 障害者差別に関する相談対応の課題検討会議の開催報告

しりょう  
資料 2

により、課題検討会議での内容について報告していただきます。

ごご  
午後 3:00頃

きゅうけい ふん  
休憩 (10分くらい) 午後3時00分頃を目安に休憩時間をとります。

きゅうけい ごと  
休憩後

しょうがいしゃさべつかいしょう かん かくぶんや とりくみじょうきょう  
(3) 障害者差別解消に関する各分野の取組状況について

各事業者の代表の方から、それぞれ障害者差別解消に関する取組についてお話しいただきます。

ごご  
午後 3:30頃

じょうほうていきょう  
3 情報提供

しょうがいしゃさべつかいしょう かん し とりくみじょうきょう  
・ 障害者差別解消に関する市の取組状況について、資料 3より報告します。

しつもん いけん かが ねが  
質問、意見のある方はお願いします。

ごご  
午後 3:50頃

ぜんたい とお いけん ていあんなど かが ねが  
・ 全体を通して、意見、提案等のある方はお願いします。

4 連絡事項等

午後 4:00

会議 終了。

※進行の予定時間は、説明や審議の状況によって変わることがあります。

資料1  
地域協議会  
1. 8. 5

相談対応事例一覧(平成31年1月～令和元年6月)

No.	相談者	受付部署	障害種別	種別	相手への	相談内容	対応	備考
1	障害のある人の家族	所管部署以外の窓口	肢体不自由	飲食店	なし	障害のある小学生の子どもは車いすを利用し、胃ろうで栄養を取っており、口から食べることができない。 行こうと思っている商業施設のレストランはバイキング形式となっており、3歳以下の子は無料だが、小学生以下は1,100円かかる。食べられない場合もお金がかかるのか施設にメールで確認するとかかるとのことだった。 席代としてお金がかかるのであればしょうがないと思うが、そうでないとすれば、これは障害者差別に当たるのではないか。	当該事業者を所管する部署を案内した。	
2	障害のある人の支援者	所管部署以外の窓口	視覚障害	行政機関	あり	区役所での電話交換手の嘱託員募集に関して、これまでの人が視覚障害がある人だったため、今回の募集も視覚障害のある人でもできる業務内容だと思うが、募集案内にそれに関する記載が何もなく、申し込みできるかどうかわからなかった。	相談者からの聞き取り等のみで終了した(相談者がそれ以上の対応を望まなかった)。	

3	しょうがい 障害の ひと ある人	しょかんぶしょ 所管部署 いがいまど 以外の窓 ぐち 口	しかくしよ 視覚障 うがい 害	ぎようせいきか 行政機 ん 関	あり 有	きじつぜんとうひよう 期日前投票に行ったら、 てんじばんこうほう じゅんび ①点字版広報が準備されていなかった。職員に き なかく いずみく じゅんび 聞いたらず中区和泉区だけ準備できていないとの ことだった。 ②ガイドヘルパーと行ったのだが、投票所内の あんない しょくいん あんない 案内は職員がするとのことだったが、案内の仕 た じゅうぶん はくじよう あんない あぶ 方が十分ではなく白杖をもって案内するなど危 ないおも 思いをした。 とく しょうがいしやさべつ あ 特に①については、障害者差別に当たるのでは ないか。	しょかんか ないよう つた かいぜん もと 所管課に内容を伝え、改善を求めた。	
4	しょうがい 障害の ひと ある人	しょかんぶしょ 所管部署 いがいまど 以外の窓 ぐち 口	せいしんしよ 精神障 うがい 害	た その他	なし 無	こんねんど こ がっこう はい 今年度から子どもが学校に入ったため、PTAに かにゆう やくいん せんしゆつ 加入することになったのだが、役員を選出にあ たり、就任が難しい場合は申出書を書くことに なっており、障害がありできないため申出書を だ したのだが、その後申出書を出したとしても抽 うせん き かなら い 選で決まったら必ずやらせようと言われた。 なん もうしでしよ しょうがいしや はいりよ 何のための申出書かわからず障害者への配慮 か に欠けるのではないか。	そうだんしゆ き と とう しゅうりよう 相談者からの聞き取り等のみで終了した。	
5	しょうがい 障害の ひと ある人	しょかんぶしょ 所管部署 いがいまど 以外の窓 ぐち 口	したいふじ 肢体不 ゆう 自由	こようさき 雇用先	あり 有	しな い しょうがっこう がっこうじむ はたら か 市内の小学校で学校事務として働いている。片 たうで ほんたいがわ けんしようえん たいへん 腕がなく反対側も腱鞘炎になるなど大変。 ほか きょういん めいわく おも はこ 他の教員の迷惑にならないよう重いものを運ん だりするなどもしているが、つらい状況もあり休 うしよく 職したこともある。 まわ つた けっかてき じょうきよう か 周りにも伝えているが、結果的には状況は変わ らない。	こよう かん そうだん こようかんけい ぶしよ 雇用に関する相談であるため、雇用関係の部 署を案内した。	

6	た その他	しょかんぶしょ 所管部署 いがい 以外の窓 ぐち 口	た その他	ぶんかしせつ 文化施設	たいしょうがい 対象外	ぶんかしせつ 文化施設において、 <small>れきしてきけんぞうぶつ</small> 歴史的建造物であること等 <small>ばりあふりーたいおう</small> により、バリアフリー対応ができない部分がある <small>くま りようしゃとう かいじょう はい</small> ため、車いす利用者等が会場に入れない。	<small>そうだんしゃ</small> 相談者からの <small>きととう</small> 聞き取り等のみで <small>しゅうりょう</small> 終了した。	
---	----------	---	----------	----------------	----------------	--	--	--

# 「障害者差別に関する相談対応の課題検討会議」イメージ

しりょう  
資料 2 - 1  
ちいききょうぎかい  
地域協議会 1. 8. 5

よこはまししょうがいしゃさべつかいしやうしえんちいききょうぎかい  
横浜市障害者差別解消支援地域協議会

## 【設置目的】

ちいき かんけいき かんとう ねつ と わ - く こうちく しょうがい りゆう さべつ かん そうだんじ  
地域における関係機関等のネットワークを構築し、障害を理由とする差別に関する相談事  
れい きょうゆうじょうほうこうかん おこな しょうがい りゆう さべつ かいしょうかん さまざま かだい  
例の共有や情報交換を行うとともに、障害を理由とする差別の解消に関する様々な課題を  
きょうぎ  
協議する。

おぶぎ - ば -  
オブザーバー  
さんか  
参加

## 議題の提案

ちいききょうぎかいいいん どうじしゃ かぞくふく ちゅうしん めんばー しょう  
地域協議会委員のうち、当事者（家族含む）を中心としたメンバーで「障  
がいしゃさべつ かん そうだんたいおう かだいけんとうかいぎ こうせい そうだんたいおう  
害者差別に関する相談対応の課題検討会議」を構成し、相談対応  
じれい けんとうおよ じれい ふ かだいちゅうしゅつ かだいかいけつ む あい であていあん  
事例の検討及び事例を踏まえた課題抽出・課題解決に向けたアイデア提案  
とう おこな めいていど  
等を行う。(12名程度)

いたくぎょうむないよう  
委託業務内容  
かか じょげん  
に係る助言

さんか  
参加

よこはまししょうがいしゃしゃかいすいしんせんたー  
横浜市障害者社会推進センター

## 【（差別解消委託事業の）業務目的】

- しょうがいしゃさべつ う ひと たい どうじしゃ たちば よ そ じあん かいけつほうほう じょげん たいおうまどぐち  
・ 障害者差別を受けた人に対して、当事者の立場での寄り添いや、事案の解決方法の助言（対応窓口  
しょうかいとう とう おこな しょうがいしゃさべつ う ひと そうだん たいせい せいび  
の紹介等）等を行うことにより、障害者差別を受けた人がより相談をしやすい体制を整備する。
- じぎょうしゃ ぎょうせいきかん たいしょう しょうがいしゃさべつ かん けいはつかつどう とお しょうがいしゃさべつかいしやうほう りかい  
・ 事業者・行政機関を対象とした障害者差別に関する啓発活動を通して、障害者差別解消法への理解  
ふか じぎょうしゃ ぎょうせいきかん さべつ う しょうがい ひと てきせつ そうだんたいおうおこな  
を深めるとともに、すべての事業者・行政機関が差別を受けた障害のある人に適切な相談対応を行  
うことができるようにする。

## しょうがいしゃ さべつ かん そうだんたいおう か だいけんとうかい ぎ 障害者差別に関する相談対応の課題検討会議

### よこはまししょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいききょうぎかいぶかい (横浜市 障害者差別 解消 支援 地域協議会 部会) の開催報告

## 1 ぎだい 議題

### (1) そうだんたいおうじれい 相談対応事例について

#### おも いけん ＜主な意見＞

- じれい くち た べることができない方への対応だが、じぶん ざいだん  
事例 1 の口から食 べることができない方への対応だが、自分の財団でやっている  
れすとらんでは、い ばあい しょくざい みきさー ちょうり ていきょう そうだんしゃ  
レストランでは、胃 ろうの場合は 食材 をミキサーで調理して提供している。相談者  
がみきさーたいおう  
がミキサー対応してもらえるかどうかお店に相談したり、席代というかんが かつ  
がミキサー対応してもらえるかどうかお店に相談したり、席代という考え方はあると  
おも  
思うので何のための1,100円なのかを確認することも必要と思う。
- じれい せんきょ かん  
事例 3 の選挙に関することだが、し かくしょうがい かが た しょうがいしゃ いや おも  
視覚障害に限らず、他の障害者でも嫌な思いを  
せんきょ うけつけ あんない けいけん うけつけ ちょうないかい ほう  
することがある。選挙の受付や案内の経験があるが、受付は町内会の方がやってい  
て、しょうがい ひと  
障害のある人ではないので対応がわからないのだと思う。もらったまにゅあるにも  
らいじょうしゃ たいおう しかた きさい  
来場者の対応の仕方は記載されているが、しょうがいしゃ たいおう きさい  
障害者の対応については記載がないの  
で、「こういうとき にはこういう あんない とう きさい  
で、「こういう時にはこういう案内をする」等の記載をするといいと思う。
- さべつ  
差別されたらどう思うか、当事者同士でまずはたいわ  
さべつ  
差別されたらどう思うか、当事者同士でまずは対話をするべきだと思う。けれども、  
とうじしゃ い ぶぶん つか ゆうき ばあい  
当事者として言いにくい部分はある、伝えるのは勇気がいることでもある。場合によっ  
てはがみ がみ い たいおう か ときょう  
てはガミガミ言わないと対応が変わらないので度胸がいるが、そういうのがないと  
さべつかいしょう おも  
差別解消にならないとも思う。
- ちてきしょうがいしゃ そうだん  
知的障害者からの相談がないが、やはりいえないのだと思う。そのあたりについては、  
ばっぼんてき ほうほう けんとう  
もっと抜本的な方法を検討しなければならないのでは。



- ハンセン病の訴訟の件で弁護士が言っていた「無知は差別を生む」という言葉は非常に重く、この言葉をひとつの事例からどういう風にしていくべきか議論することが非常に大事なポイントだと感じる。
- 合理的配慮という言葉は難しく、一般の人にはわかりにくい。原則はこうけれども、障害のある人の立場に立って例外を設けるとのことだと思ふ。
- 子どもでもきょうだいに障害児がいると、合理的配慮などと考えることなく当たり前なこととして対応している。子どもの頃から関わることで自然な対応ができると思ふ。大人になってから急にはできないだろうし、我々から伝えたりお願いしたりすることが必要だと思ふ。
- 福祉関係でも、その機関の専門外の障害のことは理解してもらいにくいと感じる。

## (2) これまでにされてよかった合理的配慮について

### <主な事例>

- ① 提出しなければいけない書類が送られてきた時に、記載する箇所が鉛筆で印がつけられていたので分かりやすかった。
- ② 聴覚障害で補聴器をしていると、マイクを使うと音が響いてしまい聞き取れないことがある。病院でレントゲンを撮る時にマイクを使われて聞き取れず、自分の状態を説明しても最初は理解してもらえなかったが、次に行った時にはうちわを使って上とか左とかの指示をしてくれるようになった。
- ③ 点字の資料が出されて説明を受けた時、担当者が墨字で説明していく際に、「点字では何ページです」と説明してくれた。知っている人はわかると思ふが、見る文字と触る文字では全然違うので、とても配慮があった。
- ④ 横浜能楽堂の障害者に対するバリアフリーの取組がすばらしい。視覚障害者には

能<sup>のうめん</sup>面がどのようなものか触<sup>さわ</sup>らせてくれたり、舞<sup>ぶ</sup>台<sup>たい</sup>がどのような形<sup>かたち</sup>をしているのか事<sup>じ</sup>前<sup>ぜん</sup>に説明<sup>せつめい</sup>する機<sup>き</sup>会<sup>かい</sup>を作<sup>つく</sup>ってくれる。それがあると構<sup>こう</sup>造<sup>ぞう</sup>が頭<sup>あたま</sup>に入<sup>はい</sup>るので、実<sup>じつ</sup>際<sup>さい</sup>に演<sup>えん</sup>じている役<sup>やく</sup>者<sup>しゃ</sup>の様<sup>よう</sup>子<sup>す</sup>がわかる。聴<sup>ちよう</sup>覚<sup>かく</sup>の方<sup>かた</sup>に対<sup>たい</sup>しても、最<sup>さい</sup>初<sup>しよ</sup>は手<sup>しゆ</sup>話<sup>わ</sup>であらすじを説明<sup>せつめい</sup>していたが、今<sup>いま</sup>では映<sup>えい</sup>画<sup>が</sup>の字<sup>じま</sup>幕<sup>く</sup>を読<sup>よ</sup>むように役<sup>やく</sup>者<sup>しゃ</sup>の演<sup>えん</sup>技<sup>ぎ</sup>を見<sup>み</sup>ながらメ<sup>め</sup>ガ<sup>が</sup>ネ<sup>ね</sup>に会<sup>かい</sup>話<sup>わ</sup>が表<sup>ひよう</sup>示<sup>じ</sup>されるようになった。これら<sup>の</sup>取<sup>とり</sup>組<sup>くみ</sup>は、上<sup>じよう</sup>演<sup>えん</sup>後<sup>ご</sup>に障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>別<sup>べつ</sup>に残<sup>のこ</sup>ってもらい、個<sup>こ</sup>別<sup>べつ</sup>に当<sup>とう</sup>事<sup>じ</sup>者<sup>しゃ</sup>から感<sup>かん</sup>想<sup>そう</sup>を聞<sup>き</sup>く機<sup>き</sup>会<sup>かい</sup>を設<sup>もう</sup>けて、運<sup>うん</sup>営<sup>えい</sup>に反<sup>はん</sup>映<sup>えい</sup>させているからである。

⑤ 障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>者<sup>しゃ</sup>差<sup>さ</sup>別<sup>べつ</sup>解<sup>かい</sup>消<sup>しょう</sup>法<sup>ぽう</sup>ができてから、聞<sup>き</sup>こえない人<sup>ひと</sup>に対<sup>たい</sup>する対<sup>たい</sup>応<sup>おう</sup>は良<sup>よ</sup>くな<sup>よ</sup>ってきてい<sup>い</sup>る。レ<sup>れ</sup>ス<sup>す</sup>ト<sup>と</sup>ラ<sup>ら</sup>ン<sup>ん</sup>に<sup>い</sup>行<sup>とき</sup>った時<sup>かな</sup>は必<sup>め</sup>ず<sup>も</sup>メ<sup>め</sup>モ<sup>も</sup>を<sup>か</sup>書<sup>か</sup>いて対<sup>たい</sup>応<sup>おう</sup>してく<sup>く</sup>れる。

⑥ 最<sup>も</sup>寄<sup>よ</sup>りの駅<sup>えき</sup>で、一<sup>いち</sup>番<sup>ばん</sup>後<sup>うし</sup>ろ<sup>ろ</sup>の車<sup>しゃ</sup>両<sup>りやう</sup>へ<sup>の</sup>案<sup>あん</sup>内<sup>ない</sup>が定<sup>てい</sup>位<sup>い</sup>置<sup>ち</sup>だ<sup>だ</sup>ったが、自<sup>じ</sup>分<sup>ぶん</sup>が希<sup>き</sup>望<sup>ぼう</sup>する車<sup>しゃ</sup>両<sup>りやう</sup>に案<sup>あん</sup>内<sup>ない</sup>してもら<sup>ら</sup>えるよう対<sup>たい</sup>応<sup>おう</sup>依<sup>い</sup>頼<sup>らい</sup>をし続<sup>つづ</sup>けたら、最<sup>さい</sup>近<sup>きん</sup>希<sup>き</sup>望<sup>ぼう</sup>を聞<sup>き</sup>いてくれるようにな<sup>な</sup>った。自<sup>じ</sup>分<sup>ぶん</sup>としては合<sup>ごう</sup>理<sup>り</sup>的<sup>てき</sup>配<sup>はい</sup>慮<sup>りよ</sup>というよ<sup>よ</sup>り人<sup>ひと</sup>として当<sup>あ</sup>た<sup>た</sup>り前<sup>まえ</sup>のことだ<sup>だ</sup>とも思<sup>おも</sup>うが、よ<sup>よ</sup>うやくわ<sup>わ</sup>か<sup>か</sup>って<sup>て</sup>き<sup>き</sup>て<sup>て</sup>く<sup>く</sup>れ<sup>れ</sup>た<sup>た</sup>か<sup>か</sup>な<sup>な</sup>と<sup>と</sup>思<sup>おも</sup>う。

⑦ ある程<sup>てい</sup>度<sup>ど</sup>の知<sup>ち</sup>的<sup>てき</sup>レ<sup>れ</sup>ベ<sup>べ</sup>ル<sup>る</sup>が<sup>が</sup>あ<sup>あ</sup>り、見<sup>み</sup>た<sup>た</sup>目<sup>め</sup>でもわ<sup>わ</sup>か<sup>か</sup>ら<sup>ら</sup>ない障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>だ<sup>だ</sup>と理<sup>り</sup>解<sup>かい</sup>して<sup>して</sup>もら<sup>ら</sup>う<sup>う</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>が本<sup>ほん</sup>当<sup>とう</sup>に難<sup>むず</sup>しい<sup>い</sup>ので、紙<sup>か</sup>に<sup>に</sup>お願<sup>ね</sup>い<sup>い</sup>ご<sup>ご</sup>と<sup>と</sup>を記<sup>き</sup>載<sup>さい</sup>して渡<sup>わた</sup>す<sup>す</sup>な<sup>な</sup>の工<sup>く</sup>夫<sup>ふう</sup>を<sup>を</sup>す<sup>す</sup>る<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>で相<sup>あ</sup>手<sup>て</sup>に<sup>に</sup>伝<sup>つた</sup>わ<sup>わ</sup>り<sup>り</sup>や<sup>や</sup>す<sup>す</sup>く、配<sup>はい</sup>慮<sup>りよ</sup>して<sup>して</sup>もら<sup>ら</sup>い<sup>い</sup>や<sup>や</sup>す<sup>す</sup>い。

## しょうがいしゃ さべつ かいしょう かん し とりくみじょうきょう 障害者差別の解消に関する市の取組状況

### おも とりくみ がつ がつ 【主な取組（1月～6月）】

#### 1 しょうがいしゃ さべつ そうだん かん ちょうせい い いんかい かいさい 障害者差別の相談に関する調整委員会の開催

この ちょうせい い いんかい は、じ ぎょうしゃ への そうだん や じ ぎょう たんとう ぶ しょとう 等への そうだん によ  
っても かいけつ が 図られない じ あん （じ ぎょうしゃ による さべつ じ あん）を たいしょう 対象に、ほんにんとう  
の 申しで もと しょういんかい へんせい を 編成して あっせん を 行うことを 役割として います。

あっせんの 申しで けんすう けん れいわがんねん がつまつげんざい  
あっせんの 申出件数：10件（令和元年7月末現在）

※あっせん を 行った 案件は、おこな あんけん がいよう し ほーむ ペーじ 掲載しており、こんご  
あっせん を 行わない ものの、じ ぎょうしゃ により かいぜん が 図られた 場合は、てつづき  
終了後に 公表 予定（じ ぎょうしゃ めいしょうなど のぞ

しょうりょうご こうひょうよてい じ ぎょうしゃ めいしょうなど のぞ  
終了後に 公表 予定（事業者の名称等は除く）。

#### 2 し はっしゅつ つうち てんじ かいおう 市から発出する通知の点字化対応

しかくしょうがい 視覚 障害のある 方のかた の「じょうほう ほしょう」に関する とりくみ 取組として、てんじ 点字による じょうほう 情報

ていきょう きぼう 提供を 希望する 方に対して、ほんし 本市から はっしゅつ つうち つうちめい はっそうもと  
提供を 希望する 方に対して、本市から 発出する 通知の「通知名」、「発送元」

およ といあわ さき 及び「問合せ先」について、てんじ 点字で じょうほうていきょう 情報提供する 取組を、へいせい 平成29年11月より

じっし 実施して います。

#### たいしょう 対象となる 通知の例

しょうがいふくし しょうがいふくし さーび す じゅきゅうしゃしょう  
障害福祉：障害福祉サービス受給者証

かいご ほけん かいご さーび す りょうじょうきょう し  
介護保険：介護サービス利用状況のお知らせ

ぜいきん                    し けんみんぜいぜいがくけつてい    のうぜいつうちしょ  
税金                    : 市 県民 税 税額 決定 ・ 納税 通知書

しえいじゆうたく    しゆうにゆうにんていつうちしょ  
市 営 住宅            : 収入 認定 通知書

とうろくにんずう                    にん    れい    わ    がんねん    がつまつげんざい  
登録人数            108人 (令和元年7月末現在)

### 3 区役所窓口における手話通訳対応の実施

1 しゅわつうやくしゃ    はいち                    じっし    なかく    とつかく    はんにち    しゆう    かい  
(1) 手話通訳者の配置のモデル実施 (中区・戸塚区で半日・週2回)

けん                    へいせい    ねん    がつ    れい    わ    がんねん    がつまつげんざい  
75件                    (平成31年1月～令和元年6月末現在)

(2) タブレット端末を活用した手話通訳対応の実施 (全区)

けん                    へいせい    ねん    がつ    れい    わ    がんねん    がつまつげんざい  
21件                    (平成31年1月～令和元年6月末現在)

### 4 企業担当者向けの障害者差別解消法勉強会の開催

しやうがいしゃさべつ    かいしやう    む                    きぎやう    たんとうしゃ    ほうせいど    ただ    り    かい    そくしん  
障害者差別の解消に向けて、企業の担当者の法制度の正しい理解の促進  
と、差別のない共生社会の実現に向けて弁護士会との共催により、勉強会を開  
さいしました。

かいさい    へいせい    ねん    がつ    にち  
開催 : 平成31年2月21日

さんかしゃ    きんゆうきかん    こうきやうこうつうきかん    でんしゃ                    めい  
参加者 : 金融機関、公共交通機関 (電車・バス) から28名

### 5 知的障害者への合理的配慮提供の促進のための研究事業 - 「わかりやすい言

か    ようれいしゆう                    さくせい    とお                    きやうりよく  
い換え用例集」の作成を通してへの協力

ちてきしやうがい                    かた    わ                    しりやう    ていきやうとう    おこな                    いっぱんしゃだんほうじん  
知的障害のある方に分かりやすい資料の提供等を行っている一般社団法人

する - こみゆにけ - しよん                    じっし                    こうてききかん    はっこう                    ちてきしやうがい    む                    ぶんしよ  
スローコミュニケーションが実施する公的機関の発行する知的障害向けの文書

れい    しやうがいふくし    き - び    すりやう    かける    しんせいしよるいとう                    せつめい  
(例 : 障害福祉サービス利用に係る申請書類等) や説明の「わかりやすさ」

けんとう                    けんきゆう    たい                    よこはまし    はっしゆつ                    きやうせいぶんしよ    ていきやうとう  
を検討する研究に対して、横浜市が発出している行政文書の提供等による

きやうりよく    おこな                    よこはまし    さべつ    かいしやう    しえん    ちいききやうぎかい    いいん                    なら    ざきいん  
協力をを行うとともに、横浜市差別解消支援地域協議会委員である奈良崎委員

ながたいいん ぐたいてき けんとうさぎょう きょうりょく  
、永田委員に具体的な検討作業へのご協力をいただきました。

## 6 職員研修の実施

しょうがいしゃさべつかいしょうほう りねん しんとう しゃかいも てる かんが かた ていちゃく めざ  
障害者差別解消法の理念の浸透や、社会モデルの考え方の定着を目指し  
て、健康福祉局職員向けに、障害のある人とのコミュニケーションをテーマと  
して、障害当事者を講師とする研修を実施しました。

かいさいび がつ にち こうし ちょうかくしょうがいしゃ  
開催日：12月21日 講師：聴覚障害者

がつ にち しかくしょうがいしゃ  
1月29日：視覚障害者

がつ にち ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ  
3月18日：知的障害者、精神障害者

## 7 当事者サポート事業の実施

しょうがいしゃさべつ うけたひと たい とうじしゃ たちば よそ じあん  
障害者差別を受けた人に対して、当事者の立場での寄り添いや、事案の  
かいけつほうほう じょげん たいおうまどぐち しょうかいとう とう おこな いべんととう  
解決方法の助言（対応窓口の紹介等）等を行うとともに、イベント等の  
ば かつよう じぎょうしゃ ぎょうせい かん たいしょう しょうがいしゃさべつ かん けいはつかつ  
場を活用した事業者・行政機関を対象とした障害者差別に関する啓発活  
動を通して、障害者差別解消法への理解を深めるとともに、すべての事業者・  
ぎょうせい かん さべつ う しょうがい ひと てきせつ そうだんたいおう おこな  
行政機関が差別を受けた障害のある人に適切な相談対応を行うことがで  
きるよう支援を行う事業を平成30年5月より実施しています。

いたくさき よこはまししゃかいさんかすいしんせんたー うんえいしゃ よこはまししんたいしょうがいしゃ  
【委託先】横浜市社会参加推進センター（運営者：横浜市身体障害者

だんたいれんごうかい  
団体連合会)